

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県 (定価一冊三圓五〇銭(税別))

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告 示

鳥取県告示第四百九十五号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十一条第一
項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲及び卸売販売業者の業者登
録をしたので、同規則第二十三条の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十九日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

告 示

小売販売業者甲及び卸売販売業者の業者登録
米飯提供業者の登録の有効期間の更新
米飯提供業者の登録
米飯提供業者の登録の有効期間の更新
米飯提供業者の登録
米飯提供業者の登録の有効期間の更新

小売販売業者甲

登録番号	登録年月日	氏名	又は 名称	住 所	営業所の所在地	事業区域
鳥取第三四号	昭四一	一鳥取米穀企業組合	今町販売所	鳥取市吉方七八九	鳥取市今町二丁目三一	鳥取市第一
三五〇	"	日進	"	"	吉方三〇七	"
三六〇	"	吉方	"	"	吉方二丁目五一	"
三七〇	"	立川	"	"	立川四丁目二八	"
三八〇	"	大工町	"	"	大工町頭一七	"
三九〇	"	江崎	"	"	江崎町一二	"
四〇〇	"	東町	"	"	東町二丁目二二	"

登録番号	登録年月日	名	称	住	所	営業所の所在地
鳥取第一号	昭四一、四、一	鳥取県経済事業農業協同組合連合会		鳥取市東品治町一九番の五地		住所に同じ。
二	"	東部米穀卸協同組合		吉方七八九		"
三	"	米雑穀卸協同組合		東品治町六八		"
四	"	中嶋精麦製粉株式会社		一九一		"

鳥取県告示第四百九十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第三項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録の有効期間の更新をしたので、同規則第三十五条の五第三項において準用する同規則第三十

五条の四第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録の更新年月日	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
鳥取第 六二号	昭四一、四、一	加藤 時夫 美	保 食 堂	鳥取市吉成四七九		住所に同じ。
六三	"	中村 敏子 美	保 食 堂	川端四丁目九八九九		"
六四	"	桃実 富治 美	保 食 堂	東品治一〇の八		"
六五	"	尾崎 善蔵 美	保 食 堂	一〇の三		"
六六	"	藤森 静枝 美	保 食 堂	庖丁人町八の四		鳥取市西町二丁目一〇一 住所に同じ。
六七	"	長谷川のふ 有	保 食 堂	東品治八一		"
六八	"	高田智恵子 角	保 食 堂	吉岡温泉町六五九		"
六九	"	森下 英雄	スーパーマーケットたからや	東品治町一八四		"
七〇	"	市村武太郎 市	村 食 堂	大工町頭一の五		"
七一	"	山崎 正恵 吉	岡 ホ テ ル	吉岡温泉町六六五		"
七二	"	川口久美子 松		六五二		"

七三	"	高木つた子 常	盤 旅 館	瓦町一六四		"
七四	"	藤田 きく 藤	田 旅 館	吉岡温泉町七七一		"
七五	"	岡崎 弘 岡	嶋 旅 館	一四〇		"
七六	"	高田 久子 本	家 旅 館	七四八ノ七五一		"
七七	"	米原 穰 砂	丘 パ レ ス	今町二丁目一五三		鳥取市浜坂字東浜一、三九〇
七八	"	尾崎 治郎 島	取 大 丸	一五二		本町三丁目商工会館内 住所に同じ。
七九	"	小林マズ子 田	中 丸	吉岡温泉町二五一		住所に同じ。
八〇	"	鳥取市長 高田 勇	鳥取市立小ぼと保育所	尚徳町		鳥取市大工町頭三三〇の一 住所に同じ。
八一	"	北川 一 北	川 旅 館	吉岡温泉町七六五		住所に同じ。
八二	"	田村 静子 福	寿 旅 館	七六二		"
八三	"	寺岡 フミ 中	島 屋 旅 館	六六一		"
八四	"	恵美須とう 恵美須 須 屋	旅 館	川端三丁目二三		"
八五	"	羽場 利平 鳥取市職員互助会食堂		尚徳町一一六		"
八六	"	石本 雅夫 か	つ 旅 館	吉成下坪二四九の二		"
八七	"	田中 一清 や	よ い 旅 館	片原四丁目		"
八八	"	中塚とく子 まる	と く 旅 館	今町一丁目		"
八九	"	上田 経雄 まる	き ん 旅 館	東品治町		"
九〇	"	揖 孝枝 常		二区一五四		"
九一	"	芳尾三三子 鳥取栄養給食研究所		片原五丁目二三三		"
九二	"	左 坐治 楽		今町二丁目一七		"
九三	"	鳥取県知事 石破 二朗	地方職員共済組合鳥取保養所	東町二丁目二二〇		鳥取市東品治町八一 住所に同じ。
九四	"	助飛羅貞子 鳥 取 屋 旅 館		今町一の二〇〇		吉方四七七の三 住所に同じ。
九五	"	福田 きみ 福 田 屋 旅 館		吉方温泉町二三八		住所に同じ。

一四三	濱村登英子	浜市食	堂	東品治町五八	住所に同じ。
一四二	田中 義子	市中旅	館	瓦町一三七	住所に同じ。
一四一	尾崎 治郎	株式会社鳥取大丸	館	今町二丁目一五二	住所に同じ。
一四〇	佐田久あさ子	福旅	館	瓦町一六四	住所に同じ。
一三九	浦川 信義	株式会社風月	堂	本町一丁目三九	住所に同じ。
一三八	三代野孝子	みゆき	堂	立川町五丁目一五八	住所に同じ。
一三七	矢谷 允之	パーラーマリア	館	東品治町一六九	住所に同じ。
一三六	常田 修	椎茸会	館	富安八二の一	住所に同じ。
一三五	高辻 美代	桐の家	館	瓦町二二三の二	住所に同じ。
一三四	麻本おぬい	平和食堂	堂	吉方一区四三丁B一四	住所に同じ。
一三三	野間まき子	みつや	旅	瓦町一七二	住所に同じ。
一三二	市浦 善恵	市浦	浦	本町二丁目一九	住所に同じ。
一三一	中沢 はる	と	わ	西町二一〇	住所に同じ。
一三〇	尾崎 寿子	日	出	瓦町二五の四	住所に同じ。
一二九	泉 政子	泉	屋	寺町一一二の四	住所に同じ。
一二八	浜田 笑子	浜	六	川端四丁目八五	住所に同じ。
一二七	大森 義雄	と	や	寺町二区一一九	住所に同じ。
一二六	平田喜代子	ベ	ヤ	鹿野町二四	住所に同じ。
一二五	太田垣万喜蔵	丸	豊	本町二丁目三六	住所に同じ。
一二四	米沢 勇	鳥	吉	寺町二区一一二	住所に同じ。
一二三	若林 勝蔵	電気通信共済会鳥取営業所	所	寺町五〇	住所に同じ。
一二二	吉村 虎男	武蔵	屋	職人町一六	住所に同じ。
一二一	池内 広吉	高砂温泉	館	吉方二七七七一	住所に同じ。
一二〇	田村 龍蔵	田	館	瓦町二三二	住所に同じ。

九六	植木 史朗	寿山荘別館	吉方三九の四	住所に同じ。
九七	伊藤 俊子	松屋	二二八〇の四	住所に同じ。
九八	石河 貞利	鳥取県立中央病院	二六五	住所に同じ。
九九	勝原みつ子	自治会館食堂	東町一丁目	住所に同じ。
一〇〇	田川 幸男	生協	川端一丁目四八	住所に同じ。
一〇一	安住 庸雄	イナバ自動車学校	叶三〇六	住所に同じ。
一〇二	森本 東三	三	東品治町六六	住所に同じ。
一〇三	勝井 晴江	かつらぎ	富安三二九番地	住所に同じ。
一〇四	岡田 貞子	岡田商店	古市三の二	住所に同じ。
一〇五	摩谷嘉代子	新滝	梶川町二〇	住所に同じ。
一〇六	川上 計男	鳥取市立病院	古市	住所に同じ。
一〇七	郭 金水	蓮菜軒	東品治町二〇の二三	住所に同じ。
一〇八	森田 ふさ	温泉旅館丸	吉方二九三	住所に同じ。
一〇九	井上 寛子	井上食堂	梶川町五七	住所に同じ。
一一〇	高浜 末蔵	すし	川端四丁目	住所に同じ。
一一一	大畑初治郎	若	二丁目	住所に同じ。
一一二	米村 賢一	くも	二丁目	住所に同じ。
一一三	米沢 秀次	富士屋食堂	二丁目	住所に同じ。
一一四	浜上 四郎	ビツコ	西町四丁目一〇一	住所に同じ。
一一五	平井 実	実	瓦町錦通り	住所に同じ。
一一六	岡本 一則	か	東品治町一四一	住所に同じ。
一一七	井上 一馬	やぶきん	川端二丁目一四	住所に同じ。
一一八	村上 良吉	凡	東品治町五七	住所に同じ。
一一九	上根 政幸	浜坂観光会館	浜坂字東浜一、三九〇の二	住所に同じ。

一六六	松浦喜一郎	松浦旅館	東品治町一六三	住所に同じ。
一六七	岡垣 鈴子	みすず	今町一丁目二二の五	
一六八	吉田 璋也	株式会社鳥取たくみ	瓦町一五一	
一六九	谷口 敬男	た	敷片原町二一九	
一七〇	玉川、とよた	ま	今町二丁目二〇八	
一七一	安田八重子	安田旅館	吉方七七四	
一七二	森井 ふよ	森井旅館	四三 フロツク一四	
一七三	牧田 和子	牧田旅館	東品治町一〇の一	
一七四	松村まつ子	江戸前寿司	一七九の三	鳥取市瓦町二二四の九 住所に同じ。
一七五	芝田 一郎	有限会社	今町二丁目三〇一	住所に同じ。
一七六	沢山しげの	佐和旅館	瓦町一八一	
一七七	尾室まつ江	三和	八五	
一七八	小林 岩吉	有限会社あらかねや	東品治町二〇	
一七九	土井 寿子	丸清旅館	瓦町三五	
一八〇	森田 しづ	猿	東品治一五六	
一八一	岩倉 とめ	と	瓦町一五六	
一八二	河越 秀雄	河	二二一	
一八三	北浦 茂樹	幸	一二三の四	
一八四	鳥取市長 高田 勇	砂丘	尚徳町一二六	鳥取市浜坂字東浜一、三九〇の二三 住所に同じ。
一八五	田淵 敏夫	オリエント会館	東品治町一〇九の一六	
一八六	山根マサ子	山根旅館	吉方二九五	
一八七	多田 磯嗣	松原	二九二	
一八八	小谷竹次郎	ばら	東品治一五の六	

一四四	田中 はよ幸	田旅館	瓦町	
一四五	和田 利一	まねき食堂	一八七	
一四六	森田 国道	太平	東品治町一〇四	
一四七	石田ハマヨ	喜らく旅館	瓦町一八五	
一四八	森田 のぶ	鳥取の映屋	東品治町五一八の二〇	
一四九	三枝与志野	KK鳥取	吉方七八四の五	
一五〇	小林 昇	湯の弥食堂	二七七	
一五一	西尾 新一	株式会社ナショナル会館	東品治町二六の一五	
一五二	谷口 三郎	鳥取ホテル	吉方三〇二	
一五三	守島 忠義	一乃湯	八〇五	
一五四	熊勢 幸子	いわしや	川外大工町四三	
一五五	熊田 国雄	有限会社有楽ホテル	吉方二五九の一	
一五六	金田あい子	みつわ食堂	東品治町二三三の一	
一五七	和田 実治	満腹ホール	吉成九五の一	
一五八	田中 弥生	風紋荘	吉方二七七	
一五九	有田とし江	有田紋屋	七七七一八	
一六〇	太田 イワ	七	二七七	
一六一	岸田きみ子	末広浜市	七九一の九	
一六二	北村 そう	つばめ旅館	寺町二区二九	
一六三	山本幸三郎	山幸苑	湯所一丁目二一七	
一六四	川戸 貞一	川戸屋旅館	東品治一二の三	
一六五	折田 二雄	警察共済組合鳥取保養所	東町二一九	鳥取市吉方四七七の一

一八九〇	岸本八重子	まるみ	吉方一区七九一の一〇	
一九〇〇	橋本武夫	本や旅館	吉方	
一九一〇	林孔徳	あけぼの食堂	東品治町一九の一七	
一九二〇	中西能明	なつめ	敷片原町三九の二	
一九三〇	西村静江	ニ	吉方一区八一二	
一九四〇	井上信義	コックドル	東品治町一八五の二	鳥取市東品治一〇の一五 住所に同じ。
一九五〇	則保美加子	姫	吉方七八八の三	
一九六〇	羽田節子	小町食堂	二九二	
一九七〇	原サグ子	弥生旅館	川外大工町二	
一九八〇	岡本庄太郎	庄	東品治町一〇の一九	
一九九〇	森本政枝	太田屋	吉方	
二〇〇〇	高橋丈夫	鳥取荘	片原一丁目五一	鳥取市吉方二八四の一 住所に同じ。
二〇一〇	阿部昭次	アベ鳥取堂	東品治町一一の一八	
二〇二〇	児島卯吉	鳥取ゴルフ倶楽部食堂	浜坂鳥打山一、三一八	
二〇三〇	小谷菊枝	三福	瓦町一五六	
二〇四〇	兼沢保夫	とぶき	一二四の九	
二〇五〇	沢春蔵	沢タクシー株式会社 食堂部	東品治町五七の一	
二〇六〇	柏木福栄	梅乃家	瓦町七一	
二〇七〇	西川徳弥	新温泉	東品治町一二の五	
二〇八〇	太田実太郎	温泉寮	吉方七七〇二	

鳥取県告示第四百九十七号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年 月 日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥振第二〇九号	昭四一、四	一 福田寿枝	女 王鳥取市東品治町一一六	住所に同じ。	
二一〇		玉森美代子	はちまき	川外大工町二	
二一一		吉村静子	まるまん	東品治町一〇の一	
二一二		大塚礼子	鳥兼	吉方七八八の二〇	
二一三		川本菊栄	梓	一区八二四	鳥取市川端二丁目二二 住所に同じ。
二一四		岸田高子	桃太郎食堂	三〇五の一	
二一五		小林久吉	あいあい	大森町二区七九	
六		河村安蔵	寿し	安岩美郡岩美町大字浦富一、〇五五	
鳥振第二二〇		一六 田賀秀子	末広食堂	東伯郡東伯町大字徳万三六二一四	
八振第七九		五、二〇 笠田ちづ子	笠屋	八頭郡河原町大字河原一九二番地	

鳥取県告示第四百九十八号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第三項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録の有効期間の更新
をしたので、同規則第三十五条の五第三項において準用する同規則第三十

五条の四第四項の規定により告示する。
昭和四十一年九月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録の更新年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥振第二二六号	昭四一、四	一 福島繁治	菊橋食堂	鳥取市川端三丁目五〇一	
二二七		中尾ゆき一	番	川外大工町五三	住所に同じ。

二一八	岸野八重子	モートル	とつとり	八頭郡河原町中井一六九の八	鳥取市吉成八三四の一	
二一九	小椋 藤枝	新 湯	旅 館	鳥取市吉岡温泉町一四二	住所に同じ。	
二二〇	永野シズヨ	か	ら	つ	東品治町二一四	
二二一	黒見 治子	小	宝	屋	吉方二区六〇五	
二二二	丹羽 強	や	す	け	川端二丁目三七	
二二三	岸本 晃寛	とん	とん	食 堂	瓦町一五六の一	
二二四	石原 貞雄	鳥 取	赤 十 字	病 院	尚徳町一、一一七	
二二五	神屋 久雄	た	か	ら	食 堂	瓦町七九
二二六	原田 益恵	し	ん	で	ん	吉方三〇二
二二七	宿院 利広	福部砂丘観光株式会社			岩美郡福部村大字湯山	
二二八	金田 文夫	東 部	自 動	車 学 校	鳥取市田島二六八	
二二九	岡本寅治郎	日本食堂KK鳥取営業所			東京都中央区八重州三の五 横町ビル	
二三〇	公立学校共済組合鳥取	保養所長			鳥取市東品治 鳥取駅構内	
二三一	木島善兵衛	白	兔	荘	鳥取市東町一丁目二二〇	
二三二	池上 松子	駒			吉方二九七	
二三三	小橋 理裕	株式会社	スーパ一	三 栄	今町二丁目一	
二三四	田川 幸男	東部生協	大 学	食 堂	川端一丁目四八	
二三五	足立 文恵	有限会社	新 生	館	吉岡温泉町七五三	

鳥取県告示第四百九十九号
 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
 第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
 則同条第四項の規定により告示する。
 昭和四十一年九月 日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第二二八号	昭四一、九、一	石川 三郎	湖 月 食 堂	鳥取市瓦町四七	鳥取市湖山町二、九四〇の三
二二九		井上 清子	やぶきん 県庁 食 堂	川端二丁目一四	東町二丁目三三〇
二二一		八田 里江	(八) 大 衆	今町二丁目二の五	住所に同じ。
二二三		河毛 龜恵	湖 山	湖山町池淵外浜	住所に同じ。
二二三		古南 磯子	まねき 支 店	東品治町五八の八	住所に同じ。
二三四		岸本 康弘	ま しの や	湖山町二本松西方二、九五六	住所に同じ。
二三五		磯尾 文子	文 菜	瓦町六の五	住所に同じ。
二三七		真田賢治郎	グ リ ル サ ナ	立川町二丁目四七の一	鳥取市寺町一三三
二三八		中谷 清子	農協会館食堂	有限会社竹葉	鳥取市商業福祉センター内
二四四		橋本 良子	泉 食 堂	東品治町一一六	東品治一九
二四五		石河 大直	ミ カ ド 会 館	鳥取市川端一丁目六〇	気高郡青谷町大字青谷
鳥振第二二二		八柴田 政子	己	好 東伯郡東伯町大字徳万五九七の八	住所に同じ。

鳥取県告示第五百号
 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
 第三項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録の有効期間の更新
 をしたので、同規則第三十五条の五第三項において準用する同規則第三十
 五条の四第四項の規定により告示する。
 昭和四十一年九月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録の更新 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地
 鳥振第二四七号 昭四一、九、一 米原 積 株式会社 鳥取砂丘会館 岩美郡福部村湯山二〇八三番地 住所に同じ。

鳥取県告示第五百四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
鳥振第二四八号	昭四一、七、一四	山本幸三郎	地方職員共済組合鳥取県庁食堂	鳥取市湯所町一丁目二一七		鳥取市東町一丁目三〇〇
・二四九	”	村上 年光	鉄砲 寿司	鳥取店	・片原三丁目一一三	・川端一丁目一八
”二五〇	”	二五 前川八重子	な ぎ さ 食 堂	・賀露町一、七五七の三〇〇	”	賀露町字西浜

鳥取県告示第五百一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
鳥振第二四六号	昭四一、六、三〇	入江 利	軽食堂	オリンパス	鳥取市正蓮寺四六	
米振第一九七	”	西安部 正元	あ	”	米子市明治町二八番地	
”一九八	”	油木 文子	清	香	莊	東町一三番地

鳥取県告示第五百二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号	登録年月日	氏名	名称	住	所	営業所の所在地
日振第六二号	昭四一、六、二九	塚山 麗子	幸福食堂	日野郡日野町板雨一〇二		住所に同じ。

鳥取県告示第五百三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条第一
項の規定に基づき、次のとおり精業者の登録をしたので、同規則同条

登録番号	登録年月日	氏名	名称	住	所	営業所の所在地
倉振第五号	昭四一、六、二三	山本 茂	倉吉新町米穀小売企業組合	倉吉市東岩倉町二、二三九		住所に同じ。

鳥取県告示第五百四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年九月二十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年九月二十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

第二項の規定により告示する。
昭和四十一年九月二十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年九月二十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗